

有 償 運 送 許 可 証

氏名又は名称	
自動車登録番号等	
事業者団体名	日本自動車車体整備協同組合連合会
搬送する物の種類	道路上の事故車及び故障車
許可期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
搬送区間等	道路上の現場（原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの搬送

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

1. この許可証は、車積載車の外側から見やすいようにして表示すること
2. この許可証は、上記記載内容の変更又は許可期間が過ぎた場合は、速やかに返納すること。
3. 搬送する物の種類又は搬送区間等に違反した場合は、許可を取消すことがある。

平成 年 月 日 第 号 許可

運輸支局長 印

注 意 事 項

1. 自動車登録番号標等のない自動車の搬送を行わないこと。
2. 太枠の欄は、予め記入すること。